

特殊詐欺対策電話機等の 購入費の一部を補助します

特殊詐欺対策電話機等とは

自動応答録音装置などを備えた特殊詐欺への対策機能を有する電話機、または固定電話機に接続する補助機のことです。



補助の対象となる方

次の要件を全て満たす方が補助の対象になります。

- ◆購入日に下野市の住民基本台帳に登録されている65歳以上の方
- ◆65歳以上の方のみの世帯、または、日中若い世代の方が仕事等で不在となり、主に65歳以上の方のみで在宅する状況となる方
- ◆世帯員全員が市税等を完納している方

※市または警察署より特殊詐欺撃退器の貸出を受けている方は対象外です。

※補助金の交付は1世帯1度限りです。

補助金額

購入費の**2分の1以内**（100円未満切り捨て）。

ただし、**上限額は5,000円**

※令和6年4月～補助金額が変更になりました

STOP! 特殊詐欺



申請方法

※申請者名は対象者本人

【申請に必要なもの】

- 補助金交付申請書（窓口で交付します）
- 領収書（申請者の氏名、品名、購入店名及び購入日の記載があるもの）
- 購入した機器の機能が確認できる書類（カタログまたは説明書等の写し）
- 申請者の通帳等、振込先のわかるもの

【申請期限】

購入した年度の翌年度4月末日まで

（例：令和7年3月に購入した場合、令和7年4月末日までに申請）

問合せ先 下野市 市民生活部 安全安心課 消費生活グループ
電話：0285-32-8894 FAX：0285-32-8609